

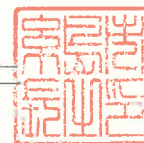
糸島市告示第 179 号

公 示 送 達 書

下記の者は、居所・住所（事業所、事務所）ともに不明につき、下記書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、次のように公示送達をします。受領に来庁されれば、いつでも交付します。

令和8年 8 月18日

糸島市長 月 形 祐



- 1 送達を受けるべき者
氏名 赤星 直美
住所 福岡県糸島市二丈福井2620番地1 ユートピア大入510号
- 2 書類名 差押調書（謄本）
- 3 保管場所 糸島市役所市民部収税課

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。